

輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

5の2 噴霧乾燥器

©CISTEC
2025.11.15施行省令等対応 (1 / 1)

貨 物 名 :
メーカー名 :
型及び銘柄 :

3の2(2)次に掲げる貨物であつて、 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に 用いられる装置又はその部分品であるもののうち 経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽又はその部分品 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5の2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられ る防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第2条の2 [第2項] 輸出令別表第1の3の2の項(2)の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 五の二 毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに 該当するもの イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上 400キログラム以下のもの ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造する ことが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造するこ とが可能なもの ハ 定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることが できるもの	該 当 ○ 非該当 × 対象外 - 【 】 [] [] []		数値 () 数値 () 数値 ()
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日) 会 社 名 _____ 所 属 ・ 役 職 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電 話 _____	判 定 結 果	□該当 □非該当	該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []